

副本

平成27年(ワ)第11996号, 平成28年(ワ)第2023号, 平成28年(ワ)第2895号 個人番号利用差止等請求事件


原告 平野かおる ほか14.4名


被告 国


被告第7準備書面

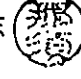
平成30年11月5日

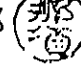
大阪地方裁判所第24民事部合議1係 御中

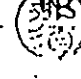
被告指定代理人 水野 健太 

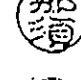
那須 理恵 

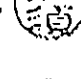
河村 肇 


山口 高志 


松林 直邦 


伏木 崇人 


谷口 香穂 


織屋 雄紀 


丹治 信幸 


井 形 洋 昭 


勝 又 聖 竟 

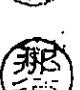
稻 垣 英 明 

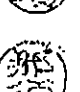
落 合 盛 之 

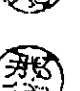
田 中 政 俊 

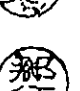
小 園 英 登 


及 川 涼 介 

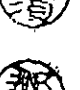
長 岡 丈 道 


保 科 実 


坂 場 純 平 


平 野 聡 司 

小 泉 敬 

寺 田 麻 倫 

田 邊 樹 

享 保 俊 佑 

川 上 進 太 

被告は、本準備書面において、原告らの平成30年7月11日付け準備書面8（以下「原告準備書面8」という。）、同日付け準備書面9（以下「原告準備書面9」という。）及び同年10月11日付け準備書面10（以下「原告準備書面10」という。）における原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例により、これらを整理したものは、別紙「略称語句使用一覧表」のとおりである。

第1 番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は、法令に基づき、
正当な行政目的の範囲内で行われていること

1 原告らの主張

原告らは、①刑事事件の捜査における個人番号の利用に関する被告の主張が変遷した旨を主張する（原告準備書面9・1及び2ページ）。また、②「特定個人情報の提供を捜査関係事項照会により求める際に歯止めとなる規定もなく、「捜査機関のやりたい放題を放置する制度設計」である旨を主張する（原告準備書面9・3ないし6ページ）。

2 被告の反論

(1) 前記1①の主張について

ア 刑事事件捜査における個人番号の利用に係る番号利用法の解釈は、平成30年5月17日付け被告第6準備書面（以下「被告第6準備書面」という。）第4の2(2)イ（10及び11ページ）で述べたとおりであり、警察機関は、刑事事件の捜査等に必要な書類に個人番号の記載があったとしても、刑事訴訟法等の法令に反しない限りにおいて書類の提供を受け、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができるにすぎず、刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではない。

イ この点、原告らは、被告が主張を変えたなどと主張するが、かかる主

張は、被告の主張の文脈を踏まえないものであり、失当である。

すなわち、原告らから、原告準備書面4第2の4(2)(5及び6ページ)において、「警察は、(中略)個人番号を共通鍵として、個人情報収集、集積等行う捜査が行われないという保証はない。」との主張が行われたのに対し、被告は、上記の原告らの主張は、個々の事件捜査の範囲を超えて、捜査機関が広く一般に個人番号を用いて照会をすることができる旨を主張したものであると理解し、刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではないことを明らかにするため、被告第5準備書面第3の2(1)イ(12ページ)において「番号利用法19条14号は、刑事事件の捜査等の過程で提供される情報に個人番号が含まれていたとしても業務遂行に支障を来さないよう提供を可とするものであって、同号に掲げる事務において個人番号の利用を認めたものではない(刑事事件の捜査等は番号利用法9条1項に定める個人番号利用事務に該当しない。)」,あるいは「刑事事件の捜査において、個人番号を用いて個人の特定個人情報を照会するというような使い方はそもそもできない」と主張したものである。

このように、被告第5準備書面における被告の上記主張は、原告らの主張に対し、刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではないことを述べたものであって、上記アの被告第6準備書面における主張と何ら矛盾するものではない。

ウ したがって、原告らの上記1①の主張は、失当である。

(2) 前記1②の主張について

番号利用法19条14号については、被告第6準備書面第4の2(2)(10及び11ページ)及び前記(1)アで述べたとおり、警察機関において刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集できるものではなく、また、同号の規定により提供を受けた特定個人情報は、同法9条5項の規定により、

当該提供の目的を達成するために必要な限度で個人番号が利用できるにすぎず、法律上、その利用は厳格に制限されている。

さらに、被告第2準備書面第3の5(2)イ(ウ)(26ページ)で述べたとおり、捜査機関に対する個人情報の提供が、刑事訴訟法等の法令の定める手続に従って行われることを要することは、番号利用法導入以前と何ら変わりはない。

したがって、番号利用法の導入によって、捜査機関において刑事事件の捜査と称して無制限に特定個人情報を収集し、これを一元管理できるかのように述べる原告らの主張が失当であることは、明らかである。

第2 番号制度の導入により、データマッチングやプロファイリングの持つ危険性が高まる旨の原告らの主張が失当であること

1 原告らの主張

原告らは、プロファイリングの意味を「ある分野における能力を評価・予測するため、若しくは人々の分類の識別を支援するために、個人の精神的及び行動的特性を記録・分析すること」と定義し(原告準備書面10・4ページ)、「番号制度は、特定個人に割り振られた特定番号であるマイナンバーによるデータマッチングを企図する制度であり、データマッチングはプロファイリングと分かちがたく結びついて」おり、番号制度の導入により、データマッチングやプロファイリングの持つ危険性が高まる旨主張する(原告準備書面10・12及び13ページ)。

2 被告の反論

しかし、番号制度で取り扱う情報については、被告第1準備書面第2の5(3)ア(42ページ)で主張したとおり、特定の機関に個人情報を集約して単一のデータベースを構築する「一元管理」は行わず、従来どおり、各機関がそれぞれ個人情報を保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使

用して情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法が採られており、特定個人情報情報の提供は、各行政機関等に分散して管理されている個人番号に紐付いた情報について、各事務実施に必要な都度、情報提供ネットワークシステムを使用してその提供を行うものであるから、行政機関等が分散管理して保有する個人番号に紐付けられる個人情報、全て常時同一のシステムの一つのデータベースに集約されているようなことはない。したがって、番号制度の導入により、各行政機関が保有する個人情報を集約したデータベースが構築され、特定の個人の情報の検索、名寄せが容易に可能となるかのように述べる原告らの主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

また、被告第1準備書面第2の4(2)(2.3及び2.4ページ)で主張したとおり、各行政機関が特定個人情報を提供することができる場合は、番号利用法19条各号に列挙された場合に限定されている上、提供される個人情報は、各行政機関が、番号利用法以外の法令又は条例に基づいて保有、利用することが認められている情報に限られているのであり、番号制度の導入によって、行政機関が、法令又は条例に基づく事務の処理に際して、法令又は条例で認められた範囲を超えて情報の提供を受けることが可能となるものではない。

以上のとおり、番号制度の導入によって、データマッチングやプロファイリングの持つ危険性が高まるとの原告らの主張に理由がないことは、明らかである。

第3 個人情報保護委員会が番号制度における個人情報を保護するための制度上の保護措置として機能していること

1 原告らの主張

原告らは、日本年金機構（以下「年金機構」という。）から株式会社SAY企画に委託された扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務が契約に基づかず、他の事業者にも再委託されていた事案（以下「本事案」という。）を挙げ、

委員会が番号利用法33条（指導及び助言）等の権限を行使することなく、その役割を放棄していたとし、「特定個人情報保護評価も委員会も、『特定個人情報の適切な取扱いを監視・監督するための制度的措置』としては全く機能していないことが明白となった」などとした上で、「番号制度は住基ネット最高裁判決の示した要件さえ満たして」いないなどと主張する（原告準備書面10・16ないし26ページ）。

2 被告の反論

被告第1準備書面第2の5(2)ウ（29ないし33ページ）で述べたとおり、委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督機関として、内閣府設置法49条3項に基づき、独立性の高い機関として設置され、番号利用法33条で規定する指導及び助言、同法34条で規定する勧告及び命令、同法35条で規定する報告徴収及び立入検査等の権限を備えた機関として、番号制度における制度上の保護措置として位置づけられるものである。

そして、委員会は、平成29年度には、番号利用法に基づく立入検査を27件、指導及び助言を173件実施するなど所掌する事務を適切に行っている（乙第32号証）。本事案に関しても、委員会は、年金機構及び厚生労働省に対し、既に番号利用法35条に基づく検査を実施し、問題点等に係る指摘を行うとともに、番号利用法33条に基づく指導を行っている（乙第33号証の1及び2）。

したがって、特定個人情報の適切な取扱いを監視・監督するための制度上の保護措置が全く機能していないなどとする原告らの前記主張は、事実に対するものである。

第4 結語

以上のとおり、原告らの主張にはいずれも理由がなく、本件各請求は速やかに棄却されるべきである。

別 紙

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
番号制度	社会保障・税番号制度	第1準備書 面	4	
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）	第1準備書 面	4	
平成27年改正法	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）	第1準備書 面	11	
個人番号利用事務等実施者	番号利用法2条12項所定の個人番号利用事務実施者及び同条13項所定の個人番号関係事務実施者	第1準備書 面	11	
番号整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）	第1準備書 面	17	
住基法	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	第1準備書 面	17	
番号利用法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令155号）	第1準備書 面	18	
機構	地方公共団体情報システム機構	第1準備書	18	

		面		
カード記録事項	これらの事項（被告注：氏名，住所，生年月日，性別，個人番号その他政令で定める事項及び本人の顔写真）その他総務省令で定める事項	第1準備書 面	19	
住基カード	住民基本台帳カード	第1準備書 面	20	
改正前住基法	番号整備法19条の規定による改正前の住基法	第1準備書 面	20	
番号利用法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）	第1準備書 面	21	
委員会	個人情報保護委員会	第1準備書 面	24	
行政機関の長等	行政機関の長，地方公共団体の機関，独立行政法人等，地方独立行政法人及び機構並びに情報照会者及び情報提供者	第1準備書 面	24	
情報提供等事務	番号利用法19条7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務	第1準備書 面	27	
評価書	番号利用法27条1項の規定により，行政機関の長等が個人情報保護委員会規則で定めるところにより行った評価の結果を記載した書面	第1準備書 面	29	
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年改正法によ	第1準備書 面	30	

	る改正後のもの)			
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）	第1準備書面	37	
独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）	第1準備書面	37	
被告第1準備書面	被告の平成28年5月19日付け第1準備書面	第2準備書面	5	
個人番号の収集等	個人番号の収集, 保存, 利用及び提供	第2準備書面	5	
本件差止請求	原告らが, 被告に対し, プライバシー権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求として, 個人番号の収集等の差止めを求める請求	第2準備書面	5	
本件削除請求	原告らが, 被告に対し, プライバシー権侵害に基づく原状回復として, 被告が保存する個人番号の削除を求める請求	第2準備書面	5	
国賠法	国家賠償法	第2準備書面	5	
本件国賠請求	国賠法に基づく損害賠償請求として, 慰謝料等各11万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める請求	第2準備書面	5	
本件各請求	本件国賠請求, 本件差止請求及び本件削除請求	第2準備書面	5	
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステム	第2準備書面	8	

管理, 利用等	収集, 管理又は利用	第2準備書 面	8	
住基ネット訴訟控訴審判決	大阪高等裁判所平成18年11月30日判決 (民集62巻3号777ページ)	第2準備書 面	8	
住基ネット訴訟最高裁判決	最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決 (民集62巻3号665ページ)	第2準備書 面	8	
番号利用法別表第1主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)	第2準備書 面	12	
番号利用法別表第2主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)	第2準備書 面	12	
(別添) 安全管理措置 (事業者編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)」 (平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号) の別添資料である	第2準備書 面	17	
(別添) 安全管理措置 (行政機関等編)	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)」 (平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号) の別添資料である	第2準備書 面	17	
被告第2準備書面	被告の平成28年7月28日付け第2準備書面	第3準備書 面	3	
原告準備書面	原告らの平成29年2月16日付け準備	第4準備書	3	

2	書面2	面		
被告第3準備書面	被告の平成29年2月16日付け第3準備書面	第4準備書面	3	
各地方公共団体の中間サーバー	地方公共団体の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となる情報の副本を保存、管理する中間サーバー	第4準備書面	4	
原告準備書面1	原告らの平成28年11月15日付け準備書面1	第5準備書面	5	
原告準備書面3	原告らの平成29年5月9日付け準備書面3	第5準備書面	5	
原告準備書面4	原告らの平成29年6月30日付け準備書面4	第5準備書面	5	
被告第4準備書面	平成29年5月16日付け被告第4準備書面	第5準備書面	20	
仕様書	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書	第5準備書面	20	
CS	住基ネットのコミュニケーションサーバー	第5準備書面	27	
原告準備書面5	原告らの平成29年10月24日付け準備書面5	第6準備書面	5	
原告準備書面6	原告らの平成30年1月18日付け準備書面6	第6準備書面	5	
原告準備書面7	原告らの平成30年3月1日付け準備書面7	第6準備書面	5	
被告第5準備書面	平成29年10月26日付け被告第5準備書面	第6準備書面	5	

原告準備書面 8	原告らの平成30年7月11日付け準備 書面8	第7準備書 面	3
原告準備書面 9	原告らの平成30年7月11日付け準備 書面9	第7準備書 面	3
原告準備書面 10	原告らの平成30年10月11日付け準 備書面10	第7準備書 面	3
被告第6準備 書面	平成30年5月17日付け被告第6準備 書面	第7準備書 面	3
年金機構	日本年金機構	第7準備書 面	6
本事案	株式会社SAY企画に委託された扶養親 族等申告書等に係るデータ入力業務が契 約に基づかずに他の事業者に再委託され ていた事案	第7準備書 面	6